

障害、国籍等を超えた心のバリアフリーを世界に向けて発信し、誰にも開かれた人に優しい地域社会の創造を目指す大会である。こうした大会に、運営を支援する職員として参加し経験を積むことは、障害者に対する理解を深めるまたとない機会であり、職員の勤務能率の維持増進を図る上で必要な研修であると認められる。

職員を研修に参加させる場合の身分の取扱いについては、研修を職務の一環として取り扱う方法、研修中の職務専念義務を免除する方法、研修期間中の職員を休職処分にする方法がある。以上の各方法のうち、いずれによるかは研修の内容と当該研修に対する県の評価によって定められるが、研修を行うことは任命権者の責務であり、また、研修の効果は必ずしも直ちには生じないが、長期的に県にとっても職員にとっても大きな資産となることにかんがみ、できる限り、職員の便宜を図ることが大切である。

2005年S O世界大会への派遣研修は、知事の意図に添った必要性の高い研修と認められ、派遣された職員が全世界から集まった選手のみならず、スタッフやボランティアの皆さんとともに円滑な大会運営に努め、大会の成功に寄与したことは、長野県にとっても職員にとっても大きな財産となることから、所属長の命令により職務の一環として研修に参加させたことは妥当な方法であると判断する。職務命令として派遣された以上、必要な手当及び旅費は当然に支給されなければならない。

前述のとおり、本件派遣研修は、地方公務員法及び職員の研修に関する規程に違反するものではなく、派遣された職員に対する給与、手当及び旅費の支給を違法とする理由は見出せない。

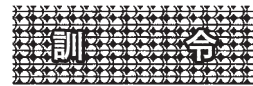
また、手話通訳業務のための派遣及び国際交流員の派遣は、いずれも所属長が必要と認めた職務の手話通訳あるいは国際交流関係事務に従事するためのものである。2005年S O世界大会の成功のために、同大会での手話通訳用務や国際交流推進用務を職務と認め、職員を出張させたことは現実的で合理的であったと判断されることから、派遣された職員に対する報酬や旅費の支給を違法とする理由は見出せない。

以上のことから、請求人の主張には理由がなく、本件請求は認められない。

(別記) 大会運営業務への派遣人数と派遣期間別内訳

派遣先地区名	期間別人数			合計
	L	M	S	
長野	61	59	10	130
山ノ内	1	13		14
白馬		12		12
牟礼	1	8	4	13
野沢温泉	2	21		23
東京	3	1		4
県内広域	4	4	9	17
合計	72	118	23	213

監査委員事務局



長野県訓令第1号

本庁内部部局

長野県法規審査委員会規程(昭和32年長野県訓令第1号)の一部を次のように改正します。

平成18年4月17日

長野県知事 田中康夫

第5条第2項中「課長又はチームリーダー」を「チームリーダー又は課長」に改め、同条第3項中「課長若しくはチームリーダー」を「チームリーダー若しくは課長」に改める。

第8条第1項中「課」を「チーム又は課」に改める。

別表第1中「ユマニテ・人間尊重課長 市町村課長 情報公開課長 厚生課長 医務課長 地球環境課長 産業政策課長 農政課長 林政課長 監理課長 建築管理課長 会計課長」を「ユマニテ・人間尊重チームリーダー 消防チームリーダー 市町村チームリーダー 情報公開・法規チームリーダー 福祉健康政策チームリーダー 医療チームリーダー 地球環境チームリーダー 産業政策チームリーダー 農業政策チームリーダー 林業振興チームリーダー 県土活用支援チームリーダー 建築まちづくりチームリーダー 会計チームリーダー」に改める。

別表第2中「企業局経営企画課」を「企業局経営企画チーム」に、「教育委員会事務局教育振興課」を「教育委員会事務局教育振興チーム」に改める。

情報公開・法規チーム